

「総合的な相談支援体制の充実事業」について

旭区の相談支援機関のみなさまへ

大阪市では、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の構築をめざすため、各区保健福祉センターが中心となり、次の取組みを行っています。

相談支援機関のみなさま、課題が複合化しており、支援がうまく進んでいない事案等ありましたら旭区保健福祉センター担当者までご相談ください。

【取組み内容】

① 「複合的な課題を抱えた方やその世帯」を支援するため、..

- ・関係者が一堂に会し支援方針等を話し合う「総合的な支援調整の場（「つながる場」）」の開催
- ・専門的な知識を持つ「スーパーバイザー」による後方支援（専門的見地からの助言）

★ 例えば、こんなことにお悩みの場合に活用できます。

地域包括支援センターとして、精神障がいがある息子がいる高齢者を支援しているが...

▼障がいや就労支援関係など、他の分野の機関とうまく連携できない

▼複合的な課題に対して、どのように世帯を支援したらよいか分からない

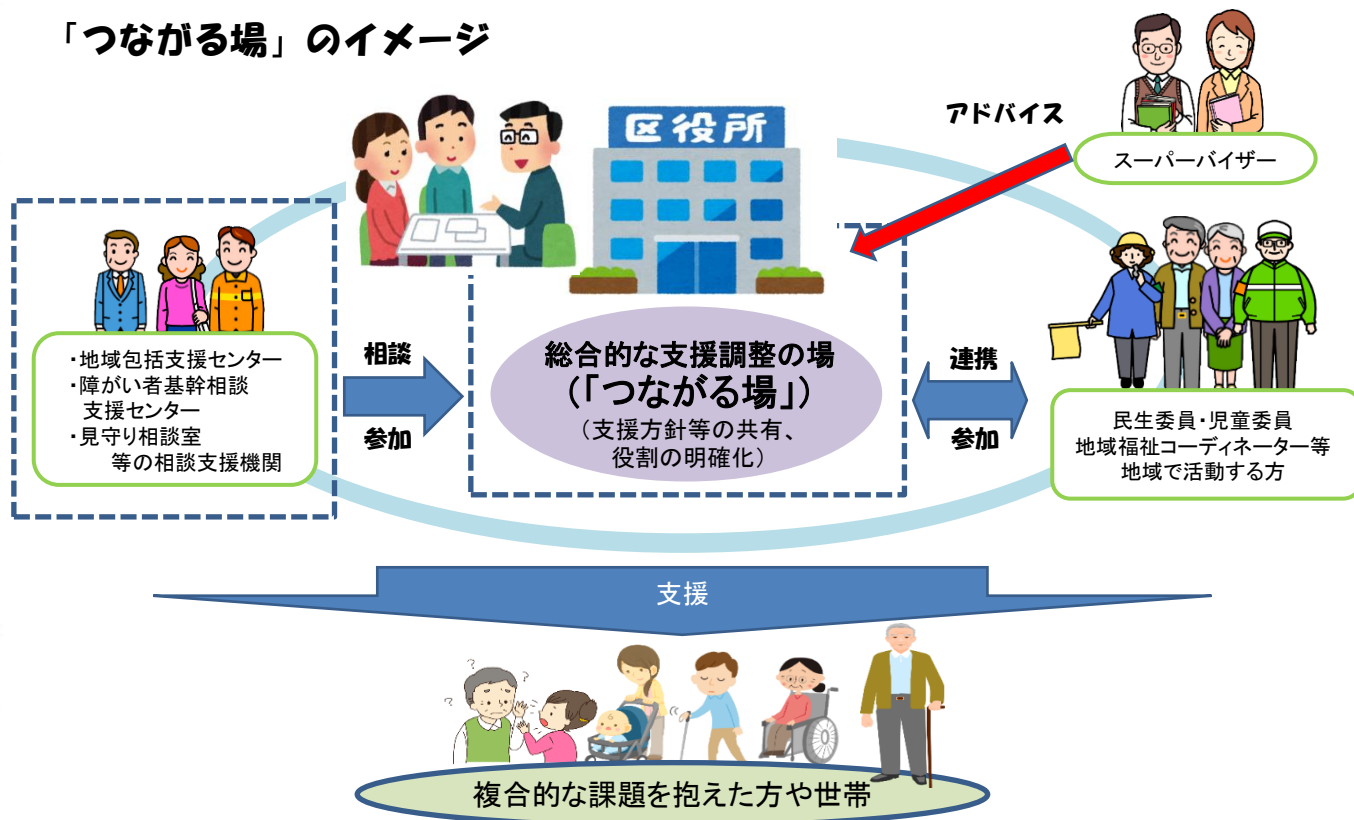
その他にも

② 様々な分野の相談支援機関や地域で活動する方との連携を強化するため、..

- ・情報共有シートなどの「ツール」や連携のための「場」づくり
- ・複合的な課題に対応するための研修会の開催

などに取り組んでいます。

「つながる場」のイメージ



複合的な課題を抱えた方の支援等でお悩みの場合には、お気軽にお問い合わせください

「つながる場」担当（旭区役所保健福祉センター生活支援課） 連絡先：06-6957-9978

「総合的な相談支援体制の充実事業」の目的は？

福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなかで、一つの相談支援機関だけでは解決できない「複合的な課題を抱えた要援護者」が増加しており、施策分野を超えて支援を行うしくみを構築する必要があります。

大阪市では、平成27年度に相談支援機関の実態調査を実施しましたが、他の分野の機関との連携のためのツールや「場」がない、「調整役」がない等、機関どうしの連携に関し、様々な課題が明らかになりました。

これらの課題の解決に向けて、平成29年度から区保健福祉センターを中心として施策横断的に相談支援機関が連携するしくみづくりを行うためモデル事業を3区において開始し、それらの検証結果を踏まえ、平成31年度からは全区において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施しています。

当事業は、「大阪市地域福祉基本計画」のうち「相談支援体制の充実」に位置付けられており、令和5年度までの目標として、専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携する仕組みの充実を図るとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実に向けて取り組みを進めます。

相談するにはどうしたらいいの？ どんな相談ができるの？

- 【相談者】 旭区内の各相談支援機関など
(旭区では、主な相談支援機関を「つながる場コアメンバー※」と位置づけ、つながる場活用の必要がある要援護者について必要に応じて開催依頼をいただいております)
※…旭区・東部・西部地域包括支援センター及び旭陽・今市ランチ、障がい者基幹相談支援センター、見守り相談室、くらし相談窓口
- 【申 込】 下記まで、お気軽にお問い合わせください。
「つながる場」担当 (旭区役所保健福祉センター生活支援課)
連絡先 06-6957-9978
- 【内 容】 ①複合的な課題を抱えた方への支援等へのお悩み
一つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えており、支援が進んでいない事案など、お気軽にご相談ください。
世帯の概要、個人情報の共有に関する同意の有無、緊急性や事例の状況、各機関の支援の実施状況等について確認させていただきます。
- ②各相談支援機関等の連携強化への取組
複合的な課題に対応するための研修会開催、ツールの開発等のご相談・ご意見等について伺います。